千葉市における 児童死亡事例検証結果報告書

令和元年 6月

千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会処遇検討部会

目次

【資	資料】			•		•	•						•							•			•			•			•	•		7
3	提言	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	,	•	•		6
2	検証事案	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	,	•	•		2
1	検証について	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•		1

1 検証について

(1)検証の目的

本市では、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事案について、 児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項の規定に基づき、千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会処遇検討部会において検証を行うこととしている。

本検証は、平成28年1月に母親が5才男児を浴槽の湯中に沈め殺害をした事案及び平成28年12月に市立病院のトイレにて出産した母親が適切な保護を行うことなく嬰児を死亡させた事案について、事実の把握と発生要因等の分析により問題点・課題を抽出し、再発防止策を検討することを目的としたものである。

なお、関係者や個人の責任を追及することを目的とするものではない。

(2)検証の方法

両事案ともに行政機関との関わりがほとんどなかったため、公判傍聴記録及び判決文等から必要な事実の把握に努め、問題点・課題を抽出するとともに、再発防止策を検討し、提言として整理した。

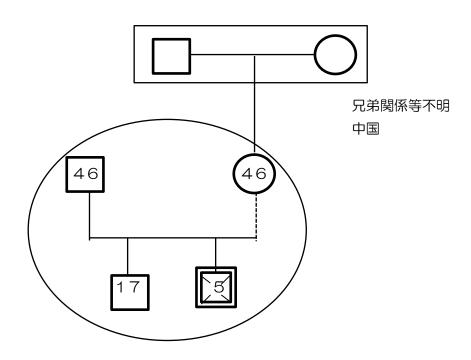
2 検証事案

【事案1】

(1) 概要

平成28年1月5日、家族全員が中国籍の家庭において、既往症などを原因とする精神的な不安から、母親が本児(当時5歳)を浴槽の湯中に沈め殺害し、帰宅した父親が救急に通報したことにより発覚した。母親は殺人容疑で逮捕・起訴され、懲役3年、執行猶予5年の判決を受けた(判決日:平成28年10月11日)。

(2) 家族の状況



(3) 経過

- ・平成27年10月15日、母親は長男及び次男である本児を伴って中国から来日し、すで に日本で仕事に就いていた父親と一家4人で日本での生活を開始した。
- ・母親は来日前に乳癌の手術を受け、それ以来、自分や子どもたちの体調や病気に過敏になっていたが、来日後、頭痛、不眠、目のかゆみなどの体調不良に悩まされ、また本児が体や目のかゆみを訴えるのも寄生虫による感染症ではないかなどと考え、複数の病院を受診し、父親や医師から、本人の頭痛はストレスが原因で、本児の体のかゆみも乾燥やアレルギーであるなどと説明を受けても納得しなかった。
- ・同年12月、母親は自分と本児は難病に罹患したのではないかと思い込み、罪責感や絶望 感から本児と心中することを考えるようになり、自分が服用していた民間薬を本児にも服 用させたために本児を難病にしてしまったという考えにとらわれるようになった。
- ・同月末には、自分と本児の病状が悪化し、いずれは二人とも失明し体が動かなくなるという強迫観念、自分が本児を病気にしてしまったという罪責感、本児の将来を悲観する思いにとらわれ、絶望感を強め、本児との心中を図る気持ちを強くした。
- ・平成28年1月5日、翌日に本児の幼稚園入園を控えていたところ、「こんないい子なのにこんなふうにさせてしまって」、「おまえのばか」、「死ね」などと自分を非難する声が聞こえたと感じ、罪責感、本児の将来に対する悲観、絶望感などに駆られ、この上は本児を殺害し、その後に自分も死のうと決意し、午後7時10分頃、自宅の浴室において、殺意をもって、浴槽に入れた本児の体を押さえつけて湯中に沈め、溺死させて殺害した。

(4) 事案の発生に至った要因及び課題

ア 母親について

- ・鑑定医によると、母親は元来、独断的で細部にこだわり、他者の視点を考えず受け入れ ないという性格傾向を有し、また、その成育歴から完璧主義的な面も有しており、犯行 当時、うつ病のため心神耗弱の状態であった。
- ・父親が日本で単身赴任を始めた後、長男の自閉症が発覚し、近親者の援助が必要だった ため、母親は長男を連れて日本と中国を行き来する二重生活を10年以上にわたって続 けており、慣れない環境での生活でストレスも大きく、親族や社会的なサポートが十分 でなく孤立しているような状況の中、本児の出産や乳癌の罹患などを経験し、母親の精 神状態は大きな負担を受けていたことが推察される。

イ 行政機関等とのつながりについて

- ・生活拠点を日本に移してからも、外国籍であるが故に、日本においては2人の子どもの 所属がなく、また3歳児健診や児童手当、子ども医療費助成など最低限の行政サービス しか受けていないことから、日本においては日常的に子育てに関する相談をする相手が いなかったものと推察される。
- ・長男は10歳時から日本で住民登録をしているが、外国籍のため就学義務がなく、行政 からのアプローチは皆無であり、本児も3歳児健診は帰国中だったため未受診であった ものの来日後に受診した際に育児に関する不安等の訴えがなかったため、健診部署とし てもリスク要因のある家庭との認識は持たなかった。
- ・母親の健康不安から2か月間のうちに8か所の医療機関で受診をしているが、その異常性について、家族以外の第三者が気付くことが困難な状況であった。

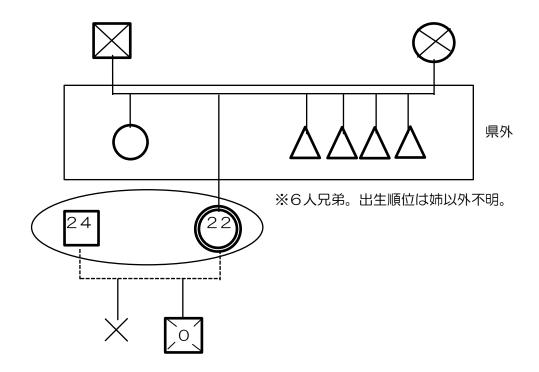
【事案2】

(1) 概要

平成28年12月15日、フィリピン国籍の母親が市立海浜病院内のトイレにおいて男児を出産したものの助けを求めず、また生存に必要な保護等も行わずに男児を死亡させ、嬰児の遺体をビニール袋に入れた上でトートバッグに詰めて帰宅し、洗面台下の収納戸棚内に隠し遺棄した。その後、出血が止まらないため救急に連絡したところ、搬送後に救急から警察に「出血した女性が搬送された」と通報があったことから、翌16日に警察が自宅を捜索し、男児の遺体を発見した。

母親は入院していたため、退院した同月21日、死体遺棄容疑で逮捕、平成29年1月12日に殺人容疑で再逮捕、その後、同年2月2日に保護責任者遺棄致死罪及び死体遺棄罪で起訴され、懲役3年、執行猶予5年の判決を受けた(判決日:平成29年10月10日)。

(2) 家族の状況



(3) 経過

- ・平成28年5月終わりから翌月の始め頃、母親は交際相手の子を妊娠したことに気付いたが、前年に妊娠した際にも交際相手の反対で中絶を余儀なくされたため、今度も出産を反対されるのではないかと危惧し、妊娠の事実を知らせることができず、体型の変化についても嘘の説明をして交際相手を誤魔化していた。
- ・同年12月14日の夜、腹痛が強くなったため、いよいよ陣痛が始まったと考え、翌15日午前5時7分頃、事情を知らない交際相手に付き添われて市立海浜病院に赴いたものの、 交際相手にも病院職員にも出産が切迫していることを知らせないまま、一人で病院内のトイレの個室に籠もったところ、分娩が始まった。
- ・母親は、嬰児の頭部が一部露出したことを認識したものの、交際相手や病院職員に伝え、 適切な医療措置を受けるなどの措置を講じないまま、便器内に産み落とし、嬰児の生存に 必要な保護をせず、同日午前7時9分頃までの間に嬰児を死亡させた。
- ・母親は嬰児の遺体をビニール袋に入れ、さらにトートバッグに詰め、同日午前7時34分頃、自宅に持ち帰り、洗面台下の収納戸棚内に隠して遺棄した。

(4) 事案の発生に至った要因及び課題

ア 母親について

- ・再度中絶を求められることや、別れを切り出されることを恐れるあまり、妊娠について 交際相手に相談できず、また、交際相手との交際を反対され、家族と離れて生活してい たため、相談できる身内もいなかったものと推察される。
- ・都内の産婦人科で受診したものの、中絶期を過ぎており出産するしかないとの診断を受け、設備のある別の産婦人科での受診を勧められたが受診していない。

イ 行政機関等とのつながりについて

- ・母親は妊娠届や相談などを行っていないため、行政機関との関わりがなく、リスク要因のある妊婦としての把握が困難だった。
- ・事案の発生当日、周産期医療センターの指定を受けた市立海浜病院に赴いたものの、診察を受けることなく一人で出産し、助けを求めることもしなかった。また、病院側も長時間にわたりトイレの個室に籠もっている母親を認識し、適宜声掛けを行っていたが、妊産婦との認識がなく、また母親から問題はない旨の発言があったことから、それ以上踏み込んだ対応は行わなかった。

3 提言

(1) 悩みを抱える方に対する相談窓口の周知強化・充実

- ・子育てや思わぬ妊娠に関する悩みに対する相談窓口は設けられているものの、その存在を 知らない方も多いことから、周知の強化により一層努めるべきである。
- ・周知にあたっては、女性だけでなく、パートナーである男性の理解を深めるような視点も 考慮する必要がある。
- ・出入国管理法の改正に伴い、今後ますます外国籍の方が増加することが予測される中、言語だけでなく、文化や生活習慣などの違いに配慮した、よりきめ細かな対応が必要である。

(2) 所属がない児童の把握・支援

- ・3歳児健診が終了し就学前で所属がない児童については、どの支援機関とも関わりがないこと自体をリスク要因と考え、状況確認や様々な支援機関での情報共有に努めるべきである。
- ・特に外国籍の児童は、学齢期であっても就学義務がないことから、状況確認が困難な場合 が多いため、様々な支援機関における連携・協力体制が重要である。

(3) 医療機関との連携

- ・個人情報保護や守秘義務という課題はあるものの、受診状況により異常を感じた際に、医療機関から行政機関に情報提供できるような仕組みづくりを検討する必要がある。
- ・行政機関は情報提供を受けた際、的確に対応できるような体制を構築すべきである。特に 中絶が不可能な時期に中絶を求めてくる妊婦については、貧困や養育困難など様々な問題 が予想されるため、特に注意する必要がある。

【資料】

千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会処遇検討部会委員名簿 (死亡事例の検証に限る)

氏名	所属等	備考
佐藤 慎二	植草学園短期大学福祉学科教授	部会長
木村 章	千葉市医師会 (精神科)	
今田 進	千葉市医師会 (小児科)	
中溝 明子	弁護士	
北川 裕子	千葉市小中学校長学校運営協議会	第1回
由利 知子	千葉市小中学校長学校運営協議会	第2回

検証経過

	開催日	内容
第1回	平成31年3月31日	・検証の目的、方法の確認 ・事例の概要説明、質疑応答 ・今後のスケジュール
第2回	令和元年6月3日	・前回質問事項の調査結果報告 ・報告書案の検討